

春日井市都市景観形成助成審査会要綱

(趣旨)

第1条 春日井市都市景観形成助成金交付要綱（平成8年4月1日）施行第5条の規定に基づき春日井市都市景観形成助成審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次の事項を審査し、市長に意見を提出する。

- (1) 都市景観形成助成（以下「助成」という。）を受けようとする者の資格に関する事。
- (2) 助成額に関する事。
- (3) その他助成申請に伴い提出された資料に関する事。

(組織)

第3条 審査会は、会長及び委員5名をもって組織する。

- 2 会長は、助役をもって充てる。
- 3 委員は、市職員のうちから別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長)

第4条 会長は、会務を総理する。

- 2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会長が必要と認めるときは、委員以外の職員を委員会の会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、建設部都市政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月2日から施行する。

別表（第3条関係）

企 画 調 整 部 長

財 政 部 長

市 民 経 済 部 長

建 設 部 長

勝川地区総合整備室長